

広島大学病院受託臨床研究審査委員会委員名簿

事務局 郵便番号 734-8553
住 所 広島市南区霞1丁目2番3号
電 話 (082-257-5596)

22. 4. 1現在

委員選出基準	所 属	職 名	氏 名	任 期
第3条第1項(1)	広島大学病院 副病院長	教 授	平川 勝洋	
第3条第1項(2)	広島大学病院 臨床研究部長	教 授	茶山 一彰	
第3条第1項(3)	広島大学病院 循環器内科長	教 授	木原 康樹	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(3)	広島大学病院 脳神経外科長	教 授	栗栖 薫	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(3)	広島大学病院 産科婦人科長	教 授	工藤 美樹	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(3)	広島大学病院 血液内科長	教 授	木村 昭郎	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(3)	広島大学病院 リウマチ・膠原病科長	教 授	杉山 英二	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(3)	広島大学病院 むし歯・変色歯診療科長	教 授	西村 英紀	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(4)	広島大学病院 薬剤部長	教 授	木平 健治	
第3条第1項(5)	広島大学医歯薬学総合研究科 医療薬学	教 授	高野 幹久	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(6)	広島大学病院 診療支援部	主任臨床工学技師	高橋 秀暢	22. 4. 1～24. 3. 31
第3条第1項(7)	広島大学社会科学部研究科	准教授	堀田 親臣	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(7)	元広島文教女子大学人間科学部教授		藤本 規夫	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(8)	広島国際大学薬学部	教 授	三宅 勝志	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(8)	元社会福祉法人済生会広島病院医療技術部顧問		松尾 寛子	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(9)	広島大学病院 看護部	主任看護師長	山本 雅子	21. 4. 1～23. 3. 31
第3条第1項(10)	広島大学病院 医事グループ	医事グループリーダー	盛井 隆	
第3条第1項(10)	広島大学病院 財務グループ	財務グループリーダー	下田 保弘	

広島大学病院受託臨床研究審査委員会異動一覧

委員選出基準	～22. 3. 31		22. 4. 1～		備考
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	
第3条第1項(3)	教 授	田中 信治	教 授	杉山 英二	
第3条第1項(8)	准教授	三宅 勝志	教 授	三宅 勝志	職名変更
第3条第1項(10)	医事グループリーダー	熊谷 圭司	医事グループリーダー	盛井 隆	
第3条第1項(10)	財務グループリーダー	嶋市 敬	財務グループリーダー	下田 保弘	
委員選出基準	～22. 3. 31		22. 4. 1～		備考
	所属・職名	氏 名	所属・職名	氏 名	
第3条第1項(7)	広島文教女子大学人間科学部・教授	藤本 規夫	元広島文教女子大学人間科学部教授	藤本 規夫	所属・職名変更

※ 広島大学病院受託臨床研究審査委員会細則（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副病院長のうちから1人
- (2) 臨床研究部長
- (3) 診療科長及び中央診療施設の部長のうちから6人
- (4) 薬剤部長
- (5) 学識経験者として広島大学教授（広島大学病院所属の教授は除く。）若干人
- (6) 工学等に関する専門知識を有する者若干人
- (7) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の学識経験者若干人
- (8) 本院又は病院長と利害関係を有しない者若干人
- (9) 看護部長及び副看護部長のうちから1人
- (10) 財務グループリーダー及び医事グループリーダー

2 委員は、病院長が任命又は委嘱する。

3 第1項第3号及び第5号から第9号までの委員の任期は、2年とし、4月1日に任命又は委嘱することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された委員の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 委員の再任は、妨げない。

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第1項第1号から第4号までの委員のうちから委員の互選により、病院長が任命する。

第8条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議決は、審議に加わることができる者全員ただし最低でも5名以上の同意を得なければならない。

3 第3条第1項第6号の委員は、医薬品等のうち医療機器以外に関する事項については、審議に加えないものとし第1項に規定する成立要件にも含めないものとする。